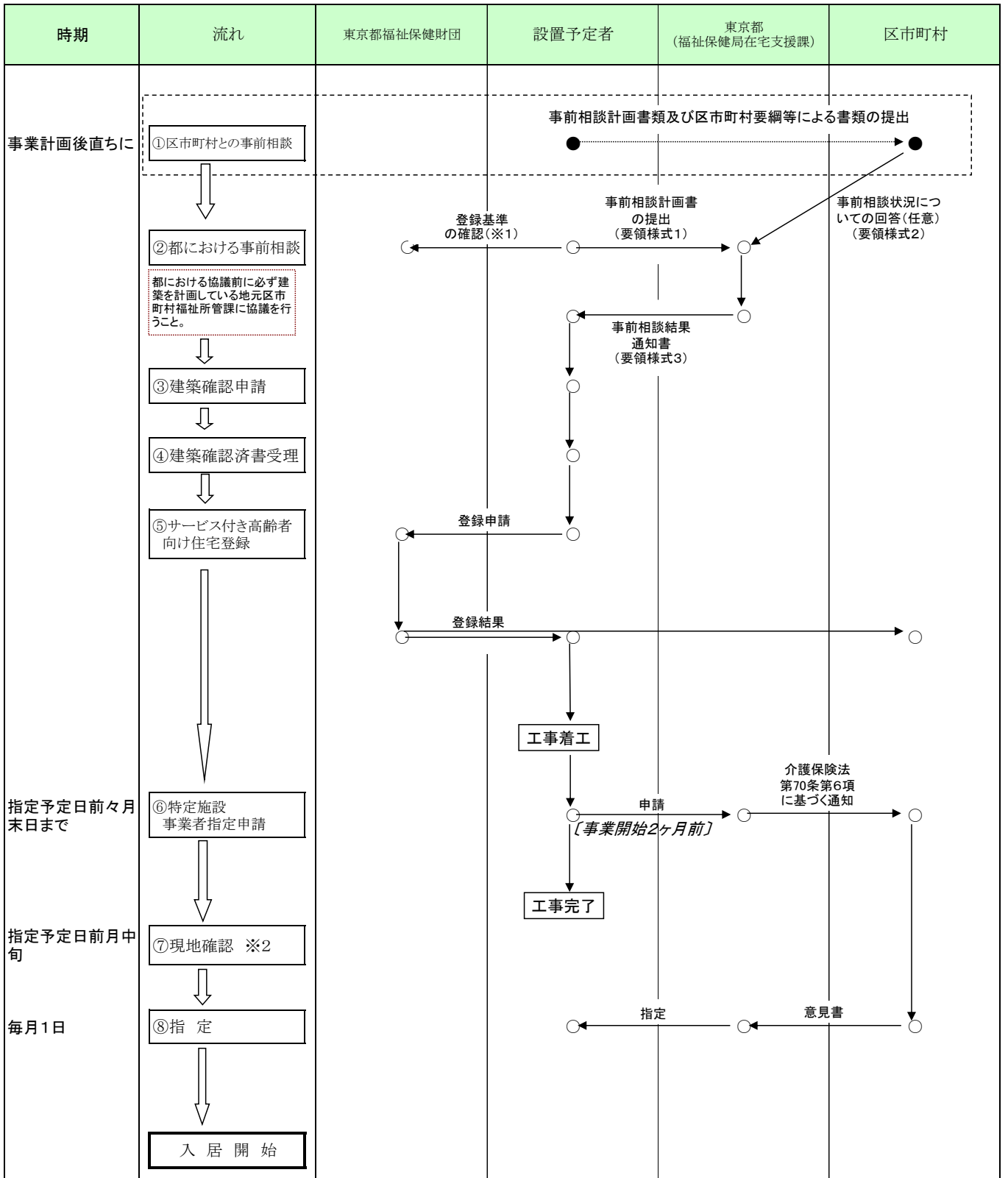


サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護)の事務手順フロー

(サービス付き高齢者向け住宅の登録)

(特定施設入居者生活介護の指定)



※1 事前にサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積・設備等)の確認が必要です。
 ②の時点で必ず設計図面(面積の確認できるもの)を「東京都福祉保健財団」(電話:03-3344-8637)に持参のうえ、サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する相談を行ってください。
 ※2 建物(建築確認検査済)及び必要な備品等の確認を現地で行います。